

XII 同窓会会則

1 同窓会会則

第 1 章 総 則

第1条 本会は、大阪府立大学工業高等専門学校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、工業技術の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、事務所を〒572-8572 大阪府寝屋川市幸町 26 番 12 号大阪府立大学工業高等専門学校（以下「本校」という。）内に置く。

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 会報の発行
- (3) 工業技術の交流
- (4) その他必要と認める事項

第 2 章 会 員

第5条 会員は、正会員・特別会員・準会員とする。

- (1) 正会員は、入会金 2,000 円を納めた本校、本科（準学士課程）卒業生および専攻科（学士課程）修了生とする。

なお、中途退学者は、理事会の承認を得て正会員となる。

- (2) 特別会員は、本校の現・旧教職員とする。
- (3) 準会員は、本校在學生とする。

第 3 章 役員及び役員会

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理 事 若干数
- (5) 監 事 4 名
- (6) 評 議 員 各期各クラス 1 名

第7条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 評議員は、各期・各クラスにより 1 名選出する。
- (2) 会長・副会長・事務局長・理事は、評議委員会で選出する。
- (3) 監事は、評議委員会において各コースより 1 名推薦する。
- (4) 上記役員については、総会の承認を必要とする。

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務を総括する。
- (4) 理事は、会務を処理する。
- (5) 監事は会計・事務の監査を行い、その結果を評議委員会及び総会に報告する。
- (6) 評議員は評議員会を構成し、総会に提案する事項を審議する。

第9条 役員の任期は、2年とする。

2 任期の途中において理事・監事及び評議員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。その任期は、前任者の期間とする。

第 4 章 集 会

第10条 本会の目的を達成するため、原則として年1回の総会を開く。

2 総会の議決は、出席者の過半数の同意があれば成立する。

第11条 総会の招集は、会長が行う。

2 臨時総会は、評議員の議決若しくは全会員の20分の1以上の請求があったときに会長が召集する。

第12条 理事会は、会長・副会長・事務局長及び理事をもって構成し、会長が召集する。

第13条 評議員会は会長が召集し、構成員の3分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意により成立する。

第 5 章 会 計

第14条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第15条 本会の正会員は、入会金2,000円および年会費2,000円を納めなければならない。

2 入会金および会費は理由を問わず返却しない。

第16条 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月30日に終わる。

第17条 予算及び決算は総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 6 章 附 則

第18条 本会則は、総会において出席人員の3分の2以上の同意をもって改正することができる。

この会則は、昭和43年4月1日から施行する。

(昭和46年10月10日一部改正)

(昭和54年11月11日一部改正)

(昭和61年11月9日一部改正)

(平成16年11月14日一部改正)

(平成18年11月12日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)